



先進都市の排出抑制・資源化施策

1 家庭系ごみ対策

<p>○ 消費スタイルの見直し</p> <p>ものを買う際に本当に必要なものかどうか考えて購入するなど、不要なものを家に持ち帰らず、ごみの発生を減らす行動を推進する。</p> <p>使い捨て商品よりも繰り返し使える商品の選択を促進する。</p>	
<p>○ ごみ減量啓発「ごみ減量の8カ条」 (豊橋市)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 買い物にはマイバッグを持参しましょう 2. 詰め替え商品を利用しましょう 3. 過剰包装を断りましょう 4. 食材は必要な量を買きましょう 5. 食事は残さず食べましょう 6. 生ごみはしっかり水を切りましょう 7. ごみの分別を徹底しましょう 8. 物を大切に長く使いましょう 	
<p>○ 賞味期限・消費期限の把握 (幸田町・江南市)</p> <p>食品の購入に当っては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動を実施する。</p>	
<p>○ 生ごみの「3キリ」運動の推進</p> <p>可燃ごみの約30%をごみが占めおり、生ごみ削減の取り組みとして、1. 買った食材を「使いキリ」、2. 食べ残しをしない「食べキリ」、3. 生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」の「3キリ運動」を推奨し、生ごみそのものを減らす意識啓発を行う。</p>	
<p>○ エコクッキングの推進 (幸田町)</p> <p>使わずに捨ててしまう食材を活かした、生ごみの排出が少なくなるような調理方法など、家庭で実践によるごみの減量を促進する。</p>	

○ フードドライブの活用検討

(江南市)

「フードドライブ」とは、家庭で眠っている食品を寄付してもらい、フードバンクである NPO 法人セカンドハーベスト名古屋を通じ、支援を必要とする個人、団体に食品を提供すること。



○ リユースびんの利用促進

リユースびんの利用促進により、ごみの減量化の推進を図る。

○ マイボトル・マイカップ持参の促進

オフィスや外出先で自分の水筒、タンブラー、ジョッキ、カップ、湯のみなどの飲料容器（マイボトル・マイカップ）を使う取組を促進する。



マイボトル・マイカップ
キャンペーン

○ 雑がみの資源分別の徹底



お菓子の空き箱など、雑誌扱いとして収集している雑がみは、まだ可燃ごみとして出されているものもあり、より一層の分別の徹底に向け、正しい分別方法等の情報提供、啓発等を行い、分別の徹底を図っていく。

○ 民間リサイクルの実態調査の検討

民間リサイクルの実情を把握するため、民間古紙リサイクルステーション等の実情調査の実施を検討する。



○ 日曜資源回収の検討	(岩倉市)
資源化を推進するため、日曜日に資源回収を検討する。(会場は資源化施設や大規模公園など)	
○ 公民館等でのシュレッダー設置の検討	
公民館等にシュレッダー(紙類を裁断する機械)を設置し、機密文書の資源化を検討する。	
○ 情報が伝わりにくい世帯への情報提供の充実	
情報が伝わりにくい高齢者への効果的・効率的な情報提供に取り組み、分別の徹底を図っていく。	
○ 広報啓発の強化	
市のwebサイト、広報誌はもちろんのこと、公共施設、商業施設、公共交通機関など、住民の行動を踏まえて啓発媒体が十分周知できる場所での広報啓発を強化する。	
○ 動画共有サービス利用の検討	
インターネットを通じて、ごみや資源のゆくえなどを発信し、意識や関心をもたせる。	
○ 資源ごみ分別啓発動画	(大口町)
資源ごみ分別の啓発を図るため、わかりやすく分別方法を説明したもの。	
○ 分別区分の検討	
可燃ごみ、不燃ごみのうち、資源として分別回収することが有効な品目の有無について、処理施設への搬入状況、収集運搬費等も含めて総合的に検討し、有効な品目がある場合には、分別区分の見直し、周知、実施を行い、資源化の推進を図る。	
○ 使用済み食用油のリサイクル	(幸田町)
地球温暖化対策と環境にやさしい循環社会を目指し、家庭から出る食用油の回収を行っている。	
回収した食用油はBDF(バイオディーゼル燃料)にリサイクルして使用している。	
○ 剪定樹木粉碎機の貸出の検討	(犬山市)
ごみの減量や生活環境の向上のため、剪定した樹木をチップ化して利用する樹木粉碎機の貸出を検討する。	
○ 羽毛ふとんのリサイクルの検討	(岩倉市・犬山市)
ごみ減量化・リサイクルを推進するため、羽毛ふとんの資源回収を検討する。	
回収した羽毛ふとんは、再生事業者が中から羽毛を抜き取り、洗浄して再商品化する。(羽毛ふとんはそのまま廃棄すると、粗大ごみとして処理手数料がかかるが、資源として出した場合は、無料で回収する。)	

○ 廃棄物減量等推進員の設置の検討

『廃棄物処理法第5条の8』にあり、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行うものである。主な活動として、住民に対するごみや資源の分別指導が挙げられます。また、ごみステーションの管理、資源回収の呼びかけ等を行い、住民活動の推進・支援を行う。

○ ごみ処理の有料化の検討

ごみ処理の有料化は、減量化、ごみ処理の公平性、環境問題意識の向上に有効な施策ではあるが、一方で、極度な対策は不法投棄や不適正処理の増加といった逆効果となる恐れもある。そのため、有料化の採否については、周辺自治体の動向も踏まえて慎重に検討する。

2 事業系ごみ対策

○ 30・10 運動(サンマル・イチマル)の啓発
 <p>宴会等の席で、「乾杯後 30 分は、できたての料理を美味しく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザート美味しく食べきる時間。」の 30・10 運動の啓発に努める。</p>
○「宴会四箇条」の推進 (幸田町)
<p>その 1 : 幹事さんは参加者の好みや食べきれる量をチェックしよう。 その 2 : 宴会の最初と最後は料理を楽しもう。 その 3 : 料理がたくさん残っているテーブルから少ないテーブルへ分けよう。 その 4 : 食べきれなかった料理はお店に確認して持ち帰ろう。</p>
○ イベント等でリユース食器の使用
<p>イベント等で使用する食器を、使い捨て容器からリユース食器を優先して使用するよう推進する。</p>  <p>リユース食器ネットワーク</p>
○ 事業系ごみの適正処理の指導
<p>事業系ごみの減量や資源化を促進するため、排出抑制やリサイクルに関する情報提供や、処理施設への搬入時に検査を実施し、分別排出や適正処理の指導を実施する。</p>
○ 事業系ごみの資源化の推進
<p>事業系の資源ごみについては、処理施設への受入れを継続するとともに、民間事業者による回収等について調査等を行い、事業系ごみの資源化の推進を行っていく。</p>
○ 減量計画書の作成
<p>多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、さらなるごみの発生抑制・資源化を推進する。</p>

○ 公共施設等におけるフードリサイクルの推進

学校や病院等の給食は、食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、食品ロス削減等の取組を推進するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さのリサイクルを推進する。



○ フードバンク事業の活用検討

食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまでの廃棄処分していた食品*を社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業の活用を検討する。

*品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品

○ 「事業系一般廃棄物ガイドブック」の作成の検討 (清須市)

事業系一般廃棄物の適正処理はもとより、分別や減量にも役立つ「事業系一般廃棄物ガイドブック」の作成を検討する。(資源化ルートの紹介など)

○ 事業系ごみの処理手数料の適正性の検討

事業者の処理責任に従った自己処理を推進し、事業系ごみの排出状況を見ながら、必要に応じてごみ処理手数料の適正性を検討する。